

活

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

3

まちの資源や持ち味を、**活力**に換えていくまちづくり

3－1 雇用の拡大、安定

現状と課題

企業誘致及び地元企業の育成

企業誘致に関しては、経済的情勢などにより企業進出数が伸び悩んでいますが、一方で新規の起業件数は増加傾向にあります。今後も災害の少なさや交通アクセスの利便性など本町の特性を全面的にPRした誘致活動と起業家支援制度の更なる周知を図っていく必要があります。

また、研修活動への参加支援や商工会議所による経営相談及び経営指導など、地元企業の育成を図っていますが、今後も、地元企業を支えていくことが必要です。

雇用促進、勤労者福祉

季節労働者数は減少傾向にあり、通年雇用化が進む一方で高齢化による離職も増えています。企業内部の高齢化や人口減少による人材不足も加速しており、企業存続のために人材の確保が急務となっています。今後も、企業に対し人材確保につながる通年雇用化の促進を図るとともに、季節労働者の方々には通年雇用の優位性などを啓発していく必要があります。

また、雇用に関する施策などの情報収集に努め、町内の雇用促進を図ることが求められています。

基本的な考え方と指標

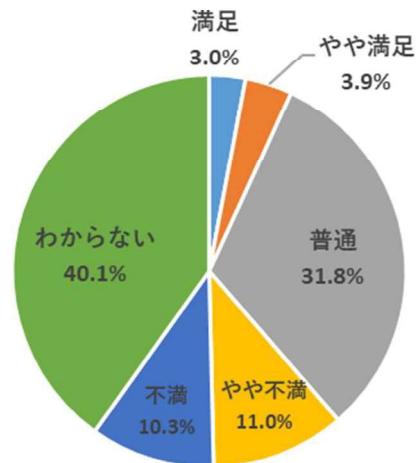
○産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。

○経営相談及び経営指導の強化などにより、地元企業の育成を図ります。

○勤労者における労務管理対策などの活動を支援するとともに、勤労者福祉の向上を推進します。

○季節労働者通年雇用促進支援事業※を推進し、資格の取得支援等により通年雇用の促進を図るとともに、技能の向上及び労働環境の向上の推進を図ります。また、離職時期である冬季から春季における就労機会の提供の推進を図ります。

R3まちづくりアンケート／企業誘致や新規企業者に対する支援



指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
町内に進出した企業数 (指定管理者等含む)	H26	0 社	0 社	2 社	4 社
起業家件数	H26	0 件	14 件	20 件	22 件
季節労働者の動向 (通年雇用者数の増加)	H25	579 人	410 人	350 人	290 人

注) 企業数の目標値は累計

※季節労働者通年雇用促進支援事業：地域の創意工夫により季節労働者を支援し、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした厚生労働省の委託事業のこと。

施 策

施策の区分		施策の内容
(1)企業誘致の推進	①企業誘致につながる情報収集の強化 【商工観光課・商工観光G】	「北海道東京事務所※」などの関係機関や「東京美幌会※」「さっぽろ美幌会※」などの団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。
	②町の資源や特性を活かせる企業の誘致 【商工観光課・商工観光G】	農林畜産物などの地域資源※関連産業や地域の特性（災害の少なさなど）を活かし、データセンターやバックアップセンター※などの情報関連産業の誘致を推進します。
(2)地元企業の育成	①経営相談及び指導の強化 【商工観光課・商工観光G】	美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業支援ネットワーク※に参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	②助成制度等における地元企業への優先発注 【商工観光課・商工観光G】	店舗リフォーム促進支援事業※、起業家支援事業※等において地元企業への発注を優先するなど、技術向上機会の増幅や地域経済の活性化により地元企業の育成を図ります。
(3)雇用、労働対策の推進	①技術（資格）の取得支援による雇用の促進 【商工観光課・商工観光G】	季節労働者通年雇用促進支援事業により、雇用に有利な資格の取得を支援し、通年雇用化を促進します。
	②離職時期における就労機会の提供の推進 【商工観光課・商工観光G】	季節的雇用を余儀なくされる労働者に、就労機会の提供を推進し、生活の安定を図ります。
	③勤労者福祉の向上の推進 【商工観光課・商工観光G】	労働団体等※の活動を支援し、福利厚生など勤労者福祉の向上を推進します。
(4)起業や新たな事業化の推進	①新規起業者に対する支援制度の充実 【商工観光課・商工観光G】	新規起業者に対する中小企業融資※（貸付）及び利子等補給補助※を継続し、安定した経営の支援を行います。 起業家支援事業の制度などにより、町内において起業（開業）する方を支援します。
	②第1次産業と他産業との連携促進支援 【商工観光課・商工観光G】	既存企業の育成に係る協議会などを通じて、基幹産業である農業と関連した他産業との連携の促進を支援し、経営の安定や地域経済の活性化を図ります。

※北海道東京事務所：首都圏における北海道の総合窓口。道政の推進に欠かすことのできない情報についていち早く収集・発信するという「首都圏における最前線の情報発信基地」としての役割を担っている。

※東京美幌会：東京近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会

※さっぽろ美幌会：札幌市近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会

※地域資源：特定の地域に存在する特徴的なもので、活用可能な物の総称。農林水産物や観光資源といった自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものも含まれる。

※データセンターやバックアップセンター：大量のデータを安全に保管するための専用施設やそれを運営する事業

※オホーツク地域中小企業支援ネットワーク：地域の中小企業に対し、地域の特性に応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を実施するため、地元金融機関や商工団体等の関係機関との一層緊密な連携を図るために構築されている組織

※店舗リフォーム促進支援事業：店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るとともに、商工業の振興を促進し地元経済の活性化を図ることを目的に、本町において平成27年度に創設された補助制度。店舗リフォームに要する経費の一部を助成

※起業家支援事業：中心市街地をはじめとした地域の活性化及び雇用の創出の推進を図ることを目的に、本町において平成27年度に創設された補助制度。起業・創業する方に開業に要する経費の一部を助成

※労働団体等：労働環境の向上などに取り組んでいる、労働者が組織している団体

※中小企業融資：中小企業の事業活動に必要な「運転資金」や「設備資金」など、資金の円滑化と正常化を図るための低利子融資制度

※利子等補給補助：中小企業融資を受けた方に対し、信用保証料及び利子の一部を補給する補助制度

関連する SDGs (Goals)



3－2 農業の振興

現状と課題

| 農業

本町の基幹産業は農業であり、その中でも畑作3品の小麦、甜菜、馬鈴薯が中心作物としてその多くを占めています。

農家数の減少や後継者不足などの問題により、農業の中核となる若手農業従事者や農業生産法人※の育成・確保、新規農業従事者や経営継承方式※による新規就農者などの担い手の確保やパートナー対策※が必要であり、パートナー対策として農業体験実習生の受入を始め、農業担い手対策協議会※や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場を積極的に設けることが必要です。女性農業者も重要な担い手として農業経営に参画できるよう、家族経営協定※の推進を図るとともに、経営管理や技術習得などの女性農業者を対象とした研修会を開催して、積極的な経営参加を促すことが必要です。

また、有害鳥獣※による農作物被害が増加しており、特にエゾシカの食害による農作物被害が深刻になっています。

農業が持続的に発展していくためには、環境に配慮した対策が求められており、堆肥など有機物を活用した土づくりの推進や土壤診断に基づく適量施肥※、化学肥料や農薬の使用抑制などクリーン農業※への積極的な取組が必要です。

新たな高収益型新規作物を導入した複合経営や新技術の導入など、これまでにない高収益作物への取組が必要です。また、農業経営の改善と所得向上を図るため、地域の特色ある農産物を活かした、生産・加工・販売を一体的に行う農業の6次産業化などの取組が必要です。

| 畜産

畜産経営を行う農業者は減少傾向にあり、輸入畜産物の増加、輸入飼料や燃料、生産資材等の価格の高騰などにより、経営環境はこれまでにもまして厳しい状況にあります。こうした状況に対応していくためには、防疫体制※の充実・強化による消費者から信頼される安全・安心な畜産物の生産を推進し、作業の効率化などのコスト低減により経営体质の強化が必要です。今後も、拘束性の高い酪農従事者の労働力の軽減と、休暇・余暇に向けた酪農ヘルパー事業※の取組が必要です。

美幌峠牧場については、民間事業者による牧場運営を行っており、引き続き、公共牧場としての有効活用と維持管理に努め、生産者の労働力の軽減や自給飼料活用による生産コストの低減への取り組みが必要です。

| 基盤整備

生産性の高い農業基盤を確立するには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには、環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

※農業生産法人：農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる株式会社などの法人

※経営継承方式：後継者不在の農家が家族以外の第三者に対して、農地・農機具等の資産を受け渡して経営継承を行う方式

※パートナー対策：農業後継者の配偶者対策として、交流会等を企画し出会いの場を提供する事業

※農業担い手対策協議会：農業の担い手の育成・確保や農業後継者の配偶者対策を行うために、町内の各関係機関によって構成された協議会

※家族経営協定：家族での農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担などについて、家族間の話し合いにより取り決めること。

※有害鳥獣：エゾシカ、ヒグマ、カラス等、人や農作物、家畜などに被害を与える鳥獣

※適量施肥：土壤成分や栽培作物に応じ、肥料成分を過不足無く適切な量の肥料を施すこと

※クリーン農業：たい肥などの有機物を使った土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした環境にやさしい農業

※防疫体制：家畜の伝染病を「持ち込まない」「持ち出さない」よう、農場を出入りする車両の消毒や、人の立入を制限する体制

※酪農ヘルパー事業：酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳などの仕事に従事する人を派遣する事業

基本的な考え方と指標

○将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するために、農業農村を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努めます。

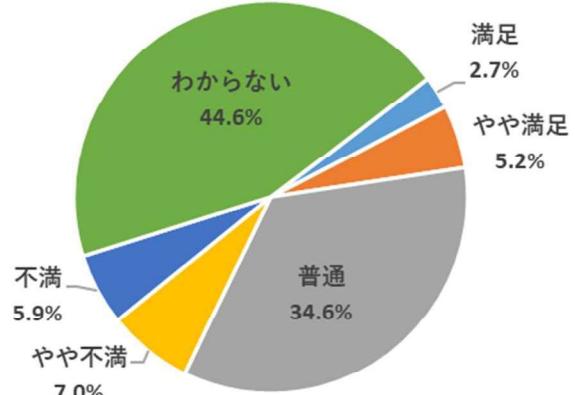
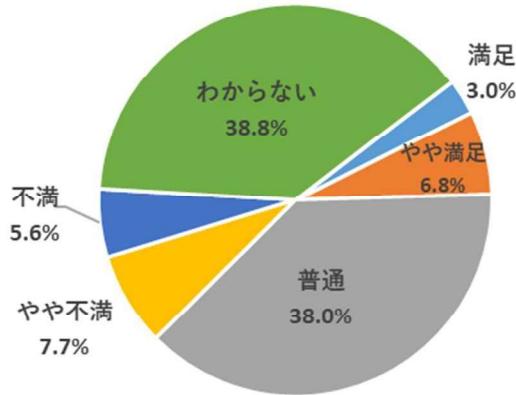
○効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本です。近年多く発生する局地的な豪雨や長雨、降雹などの異常気象による農業災害被害の未然防止のための農業生産基盤整備※や農業生産物の生産性や収益性を高めるための、適量施肥や輪作体系※の維持、緑肥作物※の導入、堆肥の投入による地力増進に向けた取り組みを引き続き進めます。

○有害鳥獣による被害の増大は農業者の営農意欲の衰退や農業所得の減少を招くことから、エゾシカ侵入防止柵の維持管理や、鳥獣被害対策実施隊員※による駆除を実施し、農作物被害の軽減に努めます。



R3まちづくりアンケート／農業への支援体制の充実

R3まちづくりアンケート／農業の担い手確保の取り組み



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
農畜産物販売実績額	H20～H26 (7中5年*)	9,747百万円	11,185百万円	12,755百万円
新規就農者数 (新規農業従事者含)	H26	3人	4人	3人

※農業生産基盤整備：農業の生産性を高め農業経営の安定を図るため、農地や用排水施設設備など農業の持続的発展を支える基盤の整備

※輪作体系：地力の維持と病虫害を避けるため、同じ畑に性質の異なる作物を周期的に栽培する農業体系

※緑肥作物：栽培している植物を収穫せずそのまま田畑に混ぜ込み、土壤を肥沃化するための作物

※鳥獣被害対策実施隊員：鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村の被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲や防護柵の設置など実践的活動を担う隊員に任命された者

※7中5年：7年の内の5か年の平均

施 策

施策の区分	施策の内容
(1)農業生産環境の保全・整備	①一般農作物原・採種圃※設置の推進 【農林政策課・農政G】 主要作物の安定生産と輪作体系の維持を図るため、町内で優良な種子を生産していますが、JAと協力を図り、原採種圃を設置する農家の確保に努めます。
	②農村地区環境保全対策事業の推進 【農林政策課・農政G】 地球温暖化や生物多様性保全等に取り組む農業者に対して追加的なコストを支援します。また、化学肥料や農薬の低減が難しく取り組む農家が増えないことから、農業改良普及センター※やJAと協力を図り取り組む農家の確保に努めます。
	③農業生産活動に伴う廃棄物※の適正処理の推進 【農林政策課・農政G】 農業用廃プラ※の再資源化と不適切な処理の防止を図ります。関係機関・団体と協力を図り農村地区の環境保全に努めます。
	④農作物への食害防止対策 【農林政策課・農政G】 エゾシカ侵入防止柵の維持管理及び、鳥獣被害対策実施隊員による駆除を実施し、農作物被害の減少に努めます。
(2)担い手の育成確保と生産性の向上	①担い手対策及び花嫁対策の推進 【みらい農業課・農業センターG】 担い手不足により離農農家が増えている現状であることから、経営継承方式による新規就農者の育成や農業従事者の確保に努めます。また、農業担い手対策協議会や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場や、体験実習生の受け入れをし、独身後継者農家と農作業を通じての積極的な交流に努めます。
	②農地流動化対策※の推進 【農林政策課・農政G】 農地保有合理化事業※や農地中間管理事業※を実施し、人・農地プランに定める地域の中心的経営体や農業生産法人などへ、離農跡地等の農地の集積を図り、農家の規模拡大や経営安定に努めます。
	③コントラクター事業※の推進 【農林政策課・農政G】 農産物の収穫や耕起等の農作業を請け負う組織（コントラクター）への支援等を検討し、農業者の労力負担軽減に努めます。
	④気象情報提供の推進 【農林政策課・農政G】 営農活動において気象情報は欠くことのできない情報となっており、携帯電話からもアクセス出来る気象情報を提供することで、営農活動の利便性の向上に努めます。
	⑤農業経営に関する支援体制の充実 【農林政策課・農政G】 農業改良普及センター美幌支所管轄の美幌町、津別町、大空町の農業関係機関・団体で組織する三町農業推進協議会※を通じて、技術や知識の指導を行う農業改良普及センター美幌支所の側面支援を行うことで、三町内農業の発展に向けた指導体制の充実に努めます。

施策の区分		施策の内容
(2)担い手の育成確保と生産性の向上	⑥農作業の共同化・農業機械の共同利用の推進 【農林政策課・農政G】	各種補助事業を活用し、共同で農作業機械を導入することで、農作業の効率化と経費節減を図り、農業経営の安定化に努めます。
	⑦法人化の推進 【農林政策課・農政G】	担い手育成協議会主催による法人化研修会や先進地視察研修会を通じ、地域の中核となる法人経営体の設立を推進します。
	⑧新規就農者支援の推進 【農林政策課・農政G】	新規就農者等支援事業補助金交付要綱に基づき、対象となる新規農業従事者や新規就農者に対して、農作業機械の購入や資格取得に係る助成を行い、担い手の確保育成に努めます。
	⑨家族経営協定の推進 【農林政策課・農政G】	家族経営に携わる世帯員が意欲とやりがいを持って、対等に経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すために、家族経営協定の締結を推進します。
(3)新たな農業の展開	①みらい農業センター※による新規農作物の実証試験 【みらい農業課・農業センターG】	高収益型新規作物※を導入した複合経営や新技術の導入により農業所得の向上・安定化を図るために高収益型新規農作物の実証試験に努めます。 また、主要畑作3品では、新品種栽培試験や環境に優しい施肥低減栽培法についても効果を実証し、地域への提案を行います。
	②ＩＴロボット※の推進 【農林政策課・農政G】	G P S※などＩＴ関連の機械の導入を図り、労働力不足の解消、農作業の省力化や効率化を図ります。
	③6次産業化の推進 【農林政策課・農政G】	農業経営の改善と所得向上を図るため、関係機関と連携し情報提供等に努めます。
	④親子や子ども等への農業体験の推進 【農林政策課・農政G】 【農林政策課・耕地林務G】	市民農園※の開設や、関係機関・団体と連携を図りながら親子ふれあい農園※、子ども農業学校※及び田んぼの学校※を開催し、農業にふれ合う場の提供に努めます。
	⑤農村ツーリズムの推進 【みらい農業課・農業センターG】	修学旅行生等を対象に農業体験や農村生活の場を提供し、都市農村交流を図る美幌版農村ツーリズム事業を農業者や関係機関と連携しながら展開することで、地域農業の魅力発信を強化するとともに新たな農業収益策としての確立を目指します。
(4)食の安全・安心対策の推進	①地場産農産物の消費推進 【農林政策課・農政G】	学校給食での地元農産物の使用や、収穫祭の開催を支援します。
	②クリーン農業の推進 【農林政策課・農政G】	関係機関・団体の協力を得ながら、エコファーマー※の認定者や生産集団による、化学肥料や農薬の低減の取組や、農業生産工程管理（G A P）※の取り組みを推進します。また、家畜排せつ物を有機資源として有効活用する農畜連携の取組など、安全・安心な農畜産物の生産と地下水汚染防止に向けた、土づくりに努めます。

施策の区分		施策の内容
(5)畜産の振興	①乳用牛の検定の推進と生産振興 【農林政策課・農政G】	酪農家への技術指導などの実施や乳質向上及び乳量の増加に向け、優良雌牛の確保に向けた取組を支援し、酪農経営の安定化に努めます。
	②酪農ヘルパーの利用促進 【農林政策課・農政G】	ヘルパー利用により、拘束性の高い酪農従事者の労働負担の軽減に努めます。
	③公共牧場利用の促進 【農林政策課・農政G】	民間事業者による管理運営を行い、公共牧場としての有効活用と機能維持に努めます。
	④家畜防疫衛生対策※の推進 【農林政策課・農政G】	家畜伝染病自衛防疫組合※による予防接種の実施など、家畜飼養者及び関係機関・団体が連携し、家畜伝染病発生の未然防止に取り組みます。
	⑤肉用牛の生産振興 【農林政策課・農政G】	優良肉用繁殖牛の導入に対する一部助成を引き続き行い、優良な繁殖雌牛群整備により、美幌産和牛の資質向上と市場における優位性を確立し、肉用牛経営の安定と生産者の経営意欲の向上に努めます。
(6)農業地域の土地利用	①生産基盤の整備 【農林政策課・農政G】	農業振興地域整備計画※に基づき、合理的な生産基盤の整備や農業近代化施設の整備、農地の集積・流動化、農村生活環境整備に努めます。
(7)生産基盤の保全・整備	①畠総事業等による土地基盤整備事業の推進 【農林政策課・耕地林務G】	土地基盤整備を推進し、生産性の高い農地を目指します。
	②多面的機能支払事業※の推進 【農林政策課・耕地林務G】	多面的機能支払事業で、農地・水路・農道の草刈り・土砂上げ及び軽微な補修を共同で行い、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
	③国営土地改良事業による造成施設の維持管理 【農林政策課・耕地林務G】	国営土地改良事業※による造成施設（ダム・頭首工・用水路・排水路・排水機場）の維持管理や老朽化に伴う補修及び更新を図ります。
	④国営かんがい排水事業※の推進 【農林政策課・耕地林務G】	既存水利権※を利用して、畠地かんがい用水を推進し、作物の生産性や品質の向上を図ります。
(8)環境共生に向けた総合的な取り組み	①営農用水確保のための調査、研究 【農林政策課・耕地林務G】	安定した営農用水確保のため、老朽化が進行した既存の営農用水施設の改修や更新の事業化を検討します。

※一般農作物原・採種圃：一般栽培用の種子を採るための畠

※農業改良普及センター：地域の農業者への技術指導や経営相談、各種講習会の開催や新規就農者への支援活動を行う都道府県の機関

※農業生産活動に伴う廃棄物：ビニールハウス、ポリ容器などの産業廃棄物と段ボールなどの事業系一般廃棄物

※農業用廃プラ：ビニールハウスなどの資材として使用されたものや肥料の空容器など、農業分野から排出されるプラスチック廃棄物

※農地流動化対策：農地を集めて経営規模を拡大し生産性を高めるよう、農地の売買や貸し借りを促す対策

※農地保有合理化事業：離農農家等から農地を買入れ又は借入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡し又は貸付けを行う事業

※農地中間管理事業：都道府県から指定された組織が農地の所有者と借り手を仲介し、農地の集積と集約化を加速し、農業生産性の向上を図る事業

※コントラクター事業：農作業機械と労働力などを有して、農家等から農作業を請け負う組織（コントラクター）が行う事業

※三町農業推進協議会：美幌、津別、大空の三町の農業関係機関等が連携し、地域の農業の発展に寄与することを目的とする協議会

※みらい農業センター：農業の実践的な研修を通じ、農業経営者、担い手、新規就農者及び農業後継者の育成や農業後継者の配偶者対策、農作物の品種、品質、施肥改善策の実証及び展示、高収益性のある新規作物の栽培実証試験による調査・研究をする町の施設

※高収益型新規作物：市場価値が高い作物や、その作物があまり出回らない時期に出荷が可能な、地域において新たに導入される作物

※ITロボット：農作業の自動化や無人化等、農業生産の効率化が可能となるITやロボット機能を利用した先進的農作業機械等

※GPS：「Global Positioning System」の略。人工衛星により地球上の位置を数cmから数十mの誤差で割り出すことが可能なシステム

※市民農園：農業者以外の方が、野菜の栽培や収穫を通して「農ある暮らし」を実践する中で、余暇活動の充実を図るとともに、農業に対する理解を深める目的で設置された農園

※親子ふれあい農園：親子での作物栽培と収穫物の加工実習による作業体験を通して、自然の恵みにふれあう体験農園

※子ども農業：学校農業を通して、自ら考えながら地域の生活文化など多方面にわたって理解を深めることを目的とした小学生を対象とした体験学習

※田んぼの学校：田植えから収穫までを通じ、田んぼの果たす役割や用水路の仕組みを学ぶ小学生までを対象とした体験学習

※エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、計画の認定を受けた農業者の愛称

※農業生産工程管理（GAP）：農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

※家畜防疫衛生対策：家畜の伝染病予防のための衛生管理や、発生時に病気の拡大を防ぐための対策

※家畜伝染病自衛防疫組合：家畜の伝染病の発生を予防するため、町及び町内の家畜飼養者による組織

※農業振興地域整備計画：都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。

※多面的機能支払事業：農業・農村の、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な多面的働きを維持するため、農業用施設等の維持管理作業と、環境保全活動を地域共同で行う事業

※国営土地改良事業：土地改良法に基づき国が行うダムや水路、水田や畑などの農業生産基盤を整備する事業

※国営かんがい排水事業：国が行うダム、用排水路などの農業用排水施設を整備する事業

※既存水利権：水利権とは、特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に河川の流水を占用する権利で、既存水利権とは現在取得している水利権

関連する計画

計画の名称	計画期間
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和4年度～
美幌町鳥獣被害防止計画	令和4年度～令和6年度
第6次美幌町農業振興計画	令和4年度～令和8年度
美幌町農業振興地域整備計画書	令和4年度～
美幌町酪農・肉用牛生産近代化計画書	令和3年度～令和12年度

関連する SDGs (Goals)



3 – 3 林業の振興

現状と課題

林業の担い手不足と高齢化による林業労働者の減少や、木材価格の変動など林業を取り巻く環境は厳しい状況であります。林家による林業グループの育成や木材業界による協同組合化を行ない、今後とも組織強化や効率化を図る必要があります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価値を高め利活用するために、計画的な森林管理が必要です。また、国際認証である FSC® 森林認証※を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解と利用を促進していく必要があります。

加えて近年、木育が注目されており、木とふれあえる環境づくりも必要です。

環境意識の向上により森林づくりに参画する機会が増えていることから、木質バイオマスの利用促進を図るとともに、木質エネルギー利用（ボイラー・ストーブ・発電等）の普及など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みが必要です。

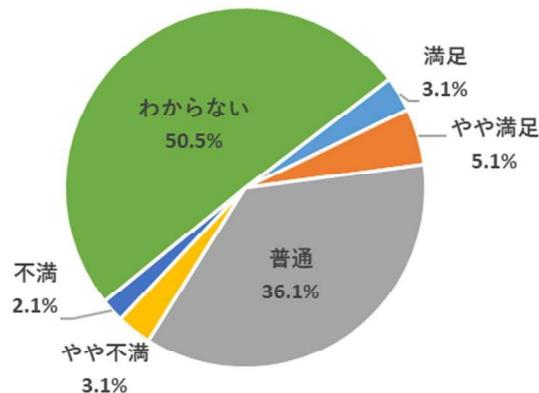
※ F S C® 森林認証：FSC®(Forest Stewardship Council) 森林管理協議会が適正な森林管理が行われていることを一定の基準によって審査・認証すること。

基本的な考え方と指標

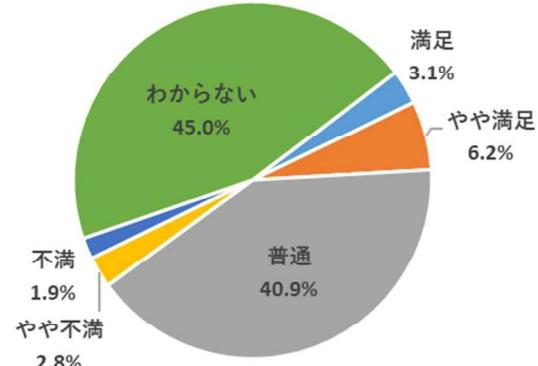
○国際認証である FSC® 森林認証を活用し、環境に配慮した持続的な森林整備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。

○森林の多面的機能を有効的に活用して、町民による「森づくりの場・木とふれあう場」の充実と木質バイオマス※の資源活用に努めます。

R3まちづくりアンケート／森林認証制度の取り組み



R3まちづくりアンケート／森林づくりの取り組み



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
町内における認証材の出荷量	H26	3,756m ³	5,855m ³	6,650m ³

※木質バイオマス：バイオマスとは再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。ここでは、木の伐採や造材の際に発生する伐根、枝葉、端材などのこと。

施 策

施策の区分	施策の内容
(1)森林の整備	①森林環境保全整備 【農林政策課・耕地林務G】
	②計画的な町有林造成 【農林政策課・耕地林務G】
	③野鼠被害の防止 【農林政策課・耕地林務G】
(2)付加価値の向上	①森林認証林の拡大・保持 【農林政策課・耕地林務G】
	②FSC®森林認証取得等による地域材ブランド化 【農林政策課・耕地林務G】
	③CoC認証※取得の推進 【農林政策課・耕地林務G】
(3)経営の近代化・効率化の推進	①林業グループの育成・組織強化及び青年林業士を活用した林業後継者の育成強化 【農林政策課・耕地林務G】
	②林産物加工施設整備 【農林政策課・耕地林務G】
	③町内森林の安定的な森林整備の推進 【農林政策課・耕地林務G】
(4)森林の有効活用	①未来を拓く森林づくり事業の推進 【農林政策課・耕地林務G】
	②木とふれあう場所の整備 【農林政策課・耕地林務G】
	③公共建築物等における地域材利用の推進 【農林政策課・耕地林務G】
(5)木質バイオマスの普及促進	①木質資源の利活用推進 【農林政策課・耕地林務G】

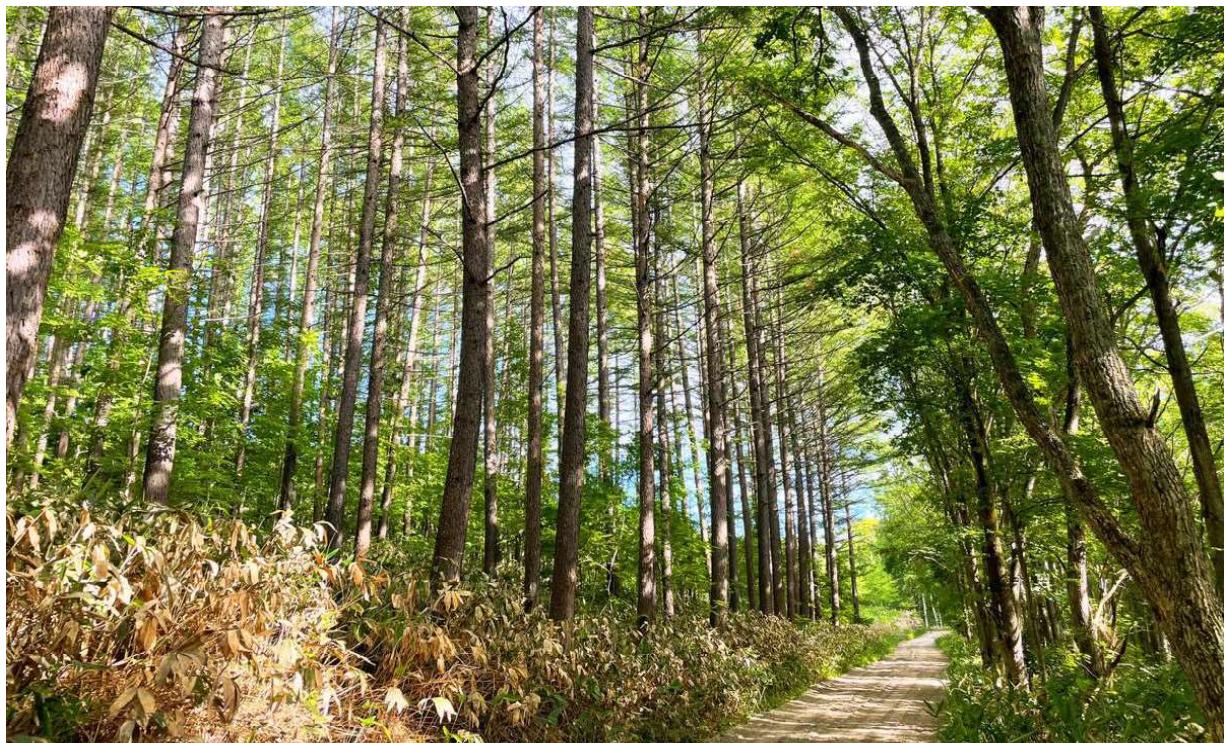
※森林経営計画：森林所有者等が所有する森林について自発的に作成する、5年間の具体的な施業（伐採や植林等）の計画

※CoC認証：FSC®森林認証を受けた森林の木材・林産物を加工・流通させるため、他の製品と混ざらないよう適切に管理されたものを証明する制度

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町森林整備計画	令和3年度～令和12年度
美幌町特定間伐等促進計画	令和3年度～令和12年度

関連する SDGs (Goals)



3－4 新エネルギーの推進

現状と課題

平成 28 年度に策定した「第 2 次美幌町地域新エネルギービジョン※」において、これまでの重点プロジェクト(木質バイオマス、太陽光発電、BDF、クリーンエネルギー自動車、普及啓発)に対する検証を行うとともに、今後進めるべき「低炭素地域づくり」の実現に向けた指針を提示しました。

検証結果としては、住宅用太陽光発電システムはモニター事業や普及活動の成果により一定程度の普及が図られたことからモニター事業については平成 28 年度をもって終了することとし、また、木質バイオマス(ペレットストーブなど)については、森林の多面的機能を有効活用する観点からも更なる推進を図る必要があるとの見解に至りました。

今後は、「ゼロカーボンシティ」の取り組みと連携し、低炭素な地域づくりを進めていく必要があります。

※第 2 次美幌町地域新エネルギービジョン： 美幌町としての、今後の新エネルギー導入のガイドラインとして策定されたもの。

基本的な考え方と指標

○「木質バイオマス」などの地域特性を活かした「新（再生可能）エネルギー※」の導入促進を図り、低炭素地域づくり※を推進します。

指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
住宅用太陽光発電設備の設置件数	H26	206 件	264 件	—
ペレットストーブの設置件数	H30	80 台	—	90 台

※新（再生可能）エネルギー：太陽光や風力、天然ガスといった地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギー

※低炭素地域づくり：地域資源を活かした新エネルギーの地産地消を図るとともに、地域の方々が省エネルギーの実施や新エネルギーを積極的に導入することで、「資源等の域内循環」や「産業の育成」など、様々な側面から地域の活性化を図ること。

施 策

施策の区分	施策の内容
(1)環境共生に向けた総合的な取り組み	①新エネルギーの導入促進 【商工観光課・商工観光 G】 「第 2 次美幌町地域新エネルギービジョン」に基づき、「木質バイオマス」などの導入促進を図るとともに、関係機関との連携により低炭素地域づくりを推進します。
	②新エネルギーに関する普及啓発 【商工観光課・商工観光 G】 新エネルギーに関する理解を深めるための普及啓発に努めます。

関連する計画

計画の名称	計画期間
第 2 次美幌町地域新エネルギービジョン	平成 28 年度～

関連する SDGs (Goals)



3－5 商工業の振興

現状と課題

| 商業

本町の商業は、その交通の利便性の良さから近隣市町村の商業圏となっています。しかし、北見市などへの購買客流出や町内における大型店舗の進出などにより、既存商店の経営環境は厳しい状況です。サービスなどソフト面の向上により地域に密着した店舗として魅力を高めるよう促進していくことが必要です。

町内における消費の拡大を促進するために「スマッピーカード※」による“ポイント制”や“プレミアムチャージ事業※”を行っていますが、加盟店の増加など利用しやすい環境の整備により、更なる消費の拡大につなげることが課題となっています。

また、中小企業経営者の高齢化が進んでいることから事業承継に向けた取り組みを促進していくことが必要です。

| 中心市街地

町内には4つの商店街※があり中心市街地を構成していますが、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出等により、中心市街地の空洞化が進んでいる状況にあります。

今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地元住民に密着したサービスの展開などにより、中心市街地の整備改善と商業の活性化を一体的に進め、魅力ある中心市街地づくりを進めていく必要があります。

| 工業

本町の工業は、基幹産業である農業に関連した食品加工業をはじめ、鉄筋・鉄骨やコンクリートなどの建設資材工場、自動車・農機具整備工場などがあり、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献しています。

※スマッピーカード：美幌町オリジナルの「プリペイドカード」の名称

※プレミアムチャージ事業：プリペイドカード（スマッピーカード）に一定の金額をチャージすると、プレミアム商品券が付くという事業

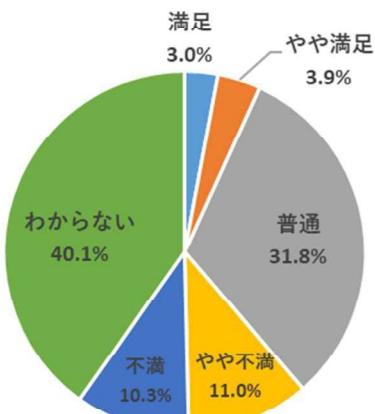
※4つの商店街：新町地区の「新町ゆうゆう商店会」、仲町地区の「中央商店会」、北2～4丁目地区の協同組合「びほろ生き活き商店街」、北1丁目地区の協同組合「美幌町大通北1丁目商店街」

基本的な考え方と指標

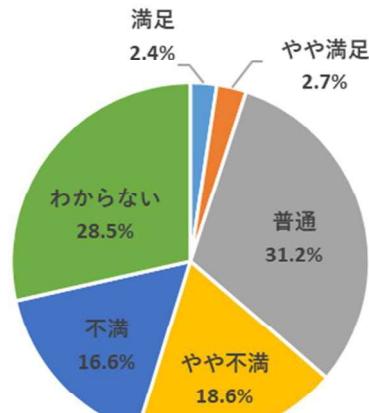
- 商店の経営基盤の強化やサービス向上など、町民の生活を支える商業の振興を促進します。
- 平成16年に策定した「中心市街地活性化基本計画※」についての検証及び事業の再検討を行い、現在までの各取り組みの必要性や緊急性、集客施設の整備などの新たに取り組むべき課題を関係機関・団体等と協議し、中心市街地活性化事業を進めます。
- 空き店舗の活用促進の強化を図るとともに、スマッピーカードの利用促進の取り組みを継続し、中心市街地の活性化を図ります。
- 地元企業の育成と第1次産業などの他産業との連携により、経営の安定化を図ります。



R3まちづくりアンケート／企業誘致や新規企業者に対する支援



R3まちづくりアンケート／若者の雇用の場の確保



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
経営相談・経営指導件数 (累計)	H30	1,760 件	－	1,000 件 1,750 件

※中心市街地活性化基本計画：中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために策定した計画

施 策

施策の区分		施策の内容
(1)経営基盤の強化、経営の近代化	①中小企業融資・助成制度の充実 【商工観光課・商工観光G】	金融機関及び美幌商工会議所等の関係機関と連携を密にし、経済状況等の変化に対応した制度の見直しや改善を図ります。
	②経営相談・指導の強化 【商工観光課・商工観光G】	美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業支援ネットワークに参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	③既存企業の振興促進 【商工観光課・商工観光G】	店舗リフォーム促進支援事業※などにより、町内の商工業の振興を促進し、地域経済の活性化を図ります。
(2)商店街の魅力向上	①空き店舗の活用促進 【商工観光課・商工観光G】	店舗リフォーム促進支援事業や空き店舗家賃補助※、さらには調査結果を踏まえた情報の発信、空き店舗所有者との連携強化などにより、活用促進を図ります。
	②商店街の景観形成の整備推進 【商工観光課・商工観光G】	商店街において緑化活動などを通した環境美化に取り組み、きれいな商店街の景観づくりを推進します。
	③にぎわいの駅整備※に関する調査・検討 【商工観光課・商工観光G】	中心市街地エリアに集客機能の核となる施設の整備について、商工会議所等の関係機関・団体等と調査及び検討を行います。
	④賑わい、集客施設などハード整備の推進 【商工観光課・商工観光G】	中心市街地の活性化と賑わいの創出を促進するため、集客機能の核となる施設の整備について、関係機関・団体と連携を図りながら推進します。

施策の区分		施策の内容
(2)商店街の魅力向上	⑤町内消費拡大事業支援 【商工観光課・商工観光G】	スマッピーカードの利用促進の支援を継続するとともに、商店街が行う活性化事業を支援し、町内における消費の拡大を促進します。 また、スマッピーカード加盟店の充実促進など、より一層の利用環境の向上を図ります。
	⑥商店の情報発信の推進 【商工観光課・商工観光G】	商店街等のホームページの作成等を推進し、地域に密着した情報等を発信することにより、中心市街地の活性化を図ります。
	⑦中心市街地活性化基本計画の検証及び事業の再検討 【商工観光課・商工観光G】	関係機関・団体等と連携し「中心市街地活性化基本計画」の検証を行うとともに、必要に応じて事業の再検討を行い、時代に即した中心市街地活性化事業を推進します。
(3)工業の振興	①経営相談・指導の強化 【商工観光課・商工観光G】	美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業支援ネットワークに参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	②研究活動の充実 【商工観光課・商工観光G】	中小企業大学校旭川校※への研修参加助成などを行い、研修・研究活動の充実を図ります。
	③稻美工業用地※利用促進 【商工観光課・商工観光G】	「北海道東京事務所」など、関係機関及び団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。
	④技術改善に対する支援整備促進 【商工観光課・商工観光G】	過疎法※等の適用による設備等の新設又は増設に対する固定資産税の課税免除規定により、設備導入の促進を図ります。

※店舗リフォーム促進支援事業：店舗リフォーム補助制度などにより、店舗リフォームの促進を支援する事業

※空き店舗家賃補助：中心市街地の空き店舗における新規起業者等に対し、最長12ヶ月間、家賃の一部を補助する制度

※にぎわいの駅整備：「にぎわいのある魅力的な商店街」を構築するために、「道の駅」に代表されるような集客施設を街なかに整備（建設）すること。

※中小企業大学校旭川校：全国に9校ある中小企業大学校の一つとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部（略称：中小機構北海道本部）の管轄下にあり、北海道の中小企業を人材育成面から支援する研修機関

※稻美工業用地：美幌町稻美地区に工業等の用地として指定している地域

※過疎法：過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上を目的とした法律。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の略称

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町中心市街地活性化基本計画	平成16年度～

関連する SDGs (Goals)



3 – 6 観光の振興

現状と課題

美幌町の観光資源の核となる美幌峠の入込客数は年々減少傾向にありましたが、平成 26 年度からは回復の兆しが見えてきています。

平成 29 年度には国立公園満喫プロジェクト※による国の交付金を受け北海道においては美幌峠園地及び外トイレの再整備を、町においてはレストハウス 2 階スペースに情報発信コーナーを新設するなどの整備を行いました。さらに令和 4 年度には商工会議所においてレストハウス 1 階店舗の全面リニューアルを行ったことで、更なる誘客が期待できます。

また、令和 4 年度に阿寒摩周国立公園の周辺自治体と共同でゼロカーボンパーク※に登録されたことから、自然環境に配慮した脱炭素な取り組み等によりゼロカーボン観光を推進します。

これらの取組により、美幌峠の魅力を発信し誘客を図りながら、いかに街なかへ誘導するかの仕組みづくりが課題となっています。

他方、「峠の湯びほろ」や「みどりの村」などの既存施設については、老朽化が著しい状況にありますので今後の施設の在り方を含め検討していくことが必要です。

※国立公園満喫プロジェクト：環境省が「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき推進しているプロジェクト

※峠の湯びほろ：「旧都橋小学校跡地」において整備された「日帰り温浴施設」。平成 8 年 1 月にオープン。

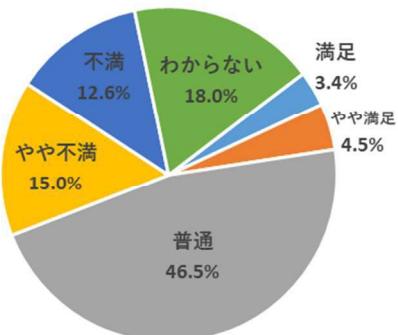
※みどりの村：本町の農林業、生活文化、自然に対する認識を深め、地域住民及び都市生活者等に自然環境を活用した体験学習及び健全な余暇、野外活動を普及推進すると共に保健休養の場としての利用を促進し、地域の振興及び福祉の向上に資するため設置された施設

※ゼロカーボンパーク：国立公園における脱炭素を目指し、サステナブルな観光地づくりの実現を目指すエリア

基本的な考え方と指標

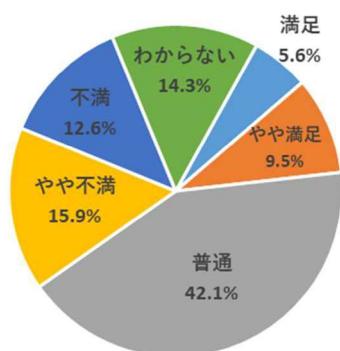
- 観光資源の維持・開発・向上に努め、持続可能な体験型・滞留型及び滞在型観光を推進します。
- 農業や商業など、他分野との連携により裾野の広い観光を展開し、地元産業の活性化を図ります。
- 美幌峠から「みどりの村」までの観光資源を点から線、さらには線から面として展開する観光を推進するとともに、美幌峠に集中している観光客の「街なか」への誘導を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- 老朽化が著しい「峠の湯びほろ」については、修繕計画を策定し計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努め、今後のあり方について検討します。また、指定管理者と連携を密にしながら、遊休箇所の有効利活用に努めます。
- 観光分野における地域おこし協力隊及び元協力隊を中心に入材育成を進めます。

R3まちづくりアンケート／観光イベントの充実



R3まちづくりアンケート／観光施設の活用、整備

(峠の湯・みどりの村など)



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
観光入込客数	H26	765,530 人	730,000 人	600,000 人

施 策

施策の区分	施策の内容
(1)総合的な推進体制、ビジョンの確立	<p>①「美幌町観光振興革新戦略※（第2次美幌町観光振興計画）」の推進 【商工観光課・商工観光G】</p>
	<p>②観光に係る企業、団体との連携強化 【商工観光課・商工観光G】</p>
	<p>③広域観光に対応する関係団体との連携強化 【商工観光課・商工観光G】</p>
	<p>④観光振興のためのネットワークの構築及び人材育成 【商工観光課・商工観光G】</p>
(2)既存施設や観光資源の保全、有効活用	<p>①既存施設等の利用促進 【商工観光課・商工観光G】 【農林政策課・農政G】 【農林政策課・耕地林務G】</p>
	<p>②美幌峠、美幌川などの観光資源の保全 【商工観光課・商工観光G】</p>
	<p>③「道の駅」などの集客及び情報発信施設建設の検討 【商工観光課・商工観光G】</p>
	<p>④既存施設における計画的修繕の実施及び有効利活用 【商工観光課・商工観光G】</p>
(3)観光情報の提供、サービスの向上	<p>①観光情報システムの推進 【商工観光課・商工観光G】</p>
	<p>②観光ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上 【商工観光課・商工観光G】</p>

施策の区分		施策の内容
(3)観光情報の提供、サービスの向上	③国際化に対応した観光案内の充実 【商工観光課・商工観光G】	来日外国人に対する観光案内の充実を図るため、英語・中国語版などのパンフレットを作成するとともに、国際化に対応した観光案内標識等の充実を図ります。
	④宿泊施設の誘致 【商工観光課・商工観光G】	滞在型観光の推進を図るため、商工会議所等の関係機関と連携を図りながら、宿泊施設誘致に努めるとともに、民泊※、グランピング※、RVパーク※などを含めて宿泊施設不足への対策を検討します。
(4)観光イベントの魅力向上	①観光イベントの充実 【商工観光課・商工観光G】	本町を代表する「美幌観光和牛まつり」や「びほろ夏まつり」などの観光イベントの内容充実を図り、魅力の向上に努めます。

※美幌町観光振興革新戦略：第2次美幌町観光振興計画のこと。「選択」と「集中」により、実践的な戦略を計画し、新しい観光振興を考えていこうとするもの。

※広域観光協議会：観光振興を目的に、広域にわたる自治体等の集まりにより組織された協議会のこと。美幌町では「阿寒摩周国立公園広域観光協議会」、「美幌地区3町広域観光協議会」に加盟して広域観光の推進を図っている。

※白樺並木（通称：ロマンティック街道）：国道243号の美幌町稻美地区から古梅地区までに植栽された白樺並木

※J N T O（日本政府観光局）：海外からの訪日旅行者の誘致活動を行う独立行政法人の日本政府観光局

※民泊：個人住宅に料金を收受して旅行者を宿泊させること。

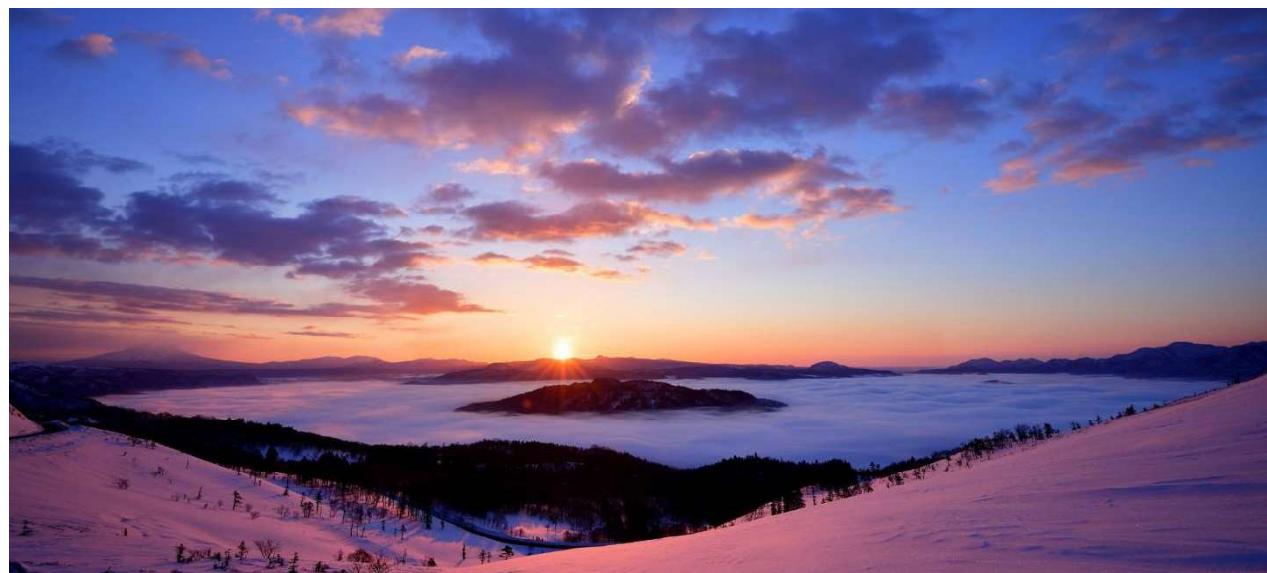
※グランピング：「グラマラス」と「キャンピング」を掛け合わせた造語。贅沢で豪華なキャンプ。

※RVパーク：キャンピングカー等で車中泊ができるスペース。

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町観光振興革新戦略ビジョン	平成28年度～令和8年度

関連する SDGs (Goals)



3－7 地域特産品の振興

現状と課題

本町では、農産物等を用いた地域資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられます。しかし、「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。地域のイメージを高め、地域の経済にも影響を及ぼす地域ブランドへの期待は、本町でも高まっています。品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップにつなげる必要があります。また、販路については物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし取り組んでいます。

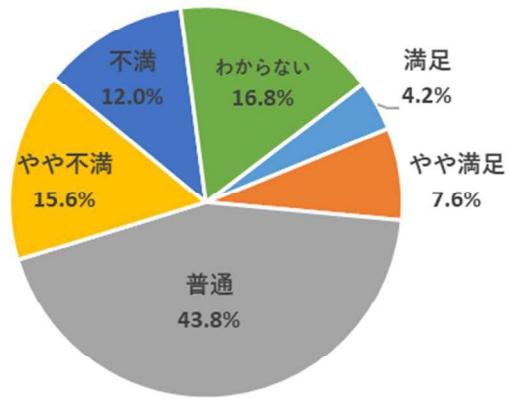
今後は、それぞれの団体の連携や、美幌観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。

基本的な考え方と指標

○本町の地域資源を活用した特産品開発や販路開拓等を促進し、地域特産品の付加価値の向上及び事業活動の活性化を図ります。



R3まちづくりアンケート／特産品の開発、販売促進



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
新たな特産品などの開発支援件数(累計)	H26	1 件	2 件	13 件

施 策

施策の区分		施策の内容
(1)地域特産品の開発・育成	①研究機関、大学等との連携による開発支援 【商工観光課・商工観光G】	オホーツク圏地域食品加工技術センター※などの関係研究機関・大学等との連携により、農畜産物をはじめ地域資源を活用した特産品の開発を支援します。
(2)地域特産品のPR・販売	①地場産品等の販路拡大 【商工観光課・商工観光G】	札幌市や首都圏を中心としたアンテナショップ※などに出店しやすい環境整備を図るとともに、地場産品等の販路拡大の支援を行います。 地域産特産品の持つ優位性を活かした販売戦略に基づく販路拡大を図ります。

施策の区分		施策の内容
(2)地域特産品のPR・販売	②物産展・物産関連イベントの参加促進 【商工観光課・商工観光G】	物産展・物産関連イベントに参加する事業者に、経費の一部を助成し参加促進を図り、特産品のPRに努めます。
	③地域特産品の認知度の向上 【商工観光課・商工観光G】	平成29年度に創設したびほろブランド認証制度*を活用し、地域特産品の認知度向上を図ります。

*オホーツク圏地域食品加工技術センター：オホーツク圏域で生産された農水産物資源を活用した食品工業の振興、加工技術の向上を図る北海道立の公益財団法人

**アンテナショップ：企業や地方自治体が、売れ行きの動向を探るために新製品や地場産品などを直営する店

***びほろブランド認証制度：美幌商工会議所が主体となり創設した美幌産の優れた商品を「びほろブランド」として認証する制度

関連する SDGs (Goals)



3－8 消費者保護の充実

現状と課題

平成28年に美幌町消費生活センターを設置し、地域の方々の消費生活相談に対応しています。近年、特殊詐欺等^{*}の手口はより一層多様化・巧妙化し、消費者トラブルも複雑化しています。インターネットが日常生活に広く浸透し便利になるとともに危険も増えており、消費者自らが学び、危険を回避する能力を身に付けることが求められています。今後も様々な事案に対応しながら、老若男女を問わずあらゆる世代に対して消費生活問題に関する啓発を続けていく必要があります。

※特殊詐欺等：「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などの『振り込み詐欺』と、それに類似する手口の詐欺の総称

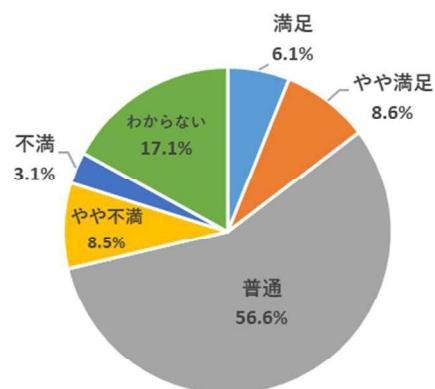
基本的な考え方と指標

○消費生活相談体制の充実・強化を図り、消費生活問題の未然防止に努めます。

○消費者協会との連携により、「まち育出前講座」などを活用した若年層に対する啓発・教育の強化を図ります。



R3まちづくりアンケート／防犯や消費者保護に対する取り組み



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
消費生活相談件数	H26	121 件	130 件	120 件

施 策

施策の区分	施策の内容
(1)消費者の保護	①消費生活相談体制の充実・強化 【商工観光課・商工観光G】
	②若年層に対する啓発・教育の強化 【商工観光課・商工観光G】

※消費者協会：消費者が安全で安心な暮らしをおくるために、消費生活相談、暮らしの情報、価格などの調査研究などを行っている団体

※消費生活相談員：悪質商法や契約トラブル・金融商品トラブル・製品事故などの相談に応じる相談員

関連する SDGs (Goals)

